

# Ⅰ マスタープラン策定にあたって

## 1. 都市計画マスタープラン策定の背景

岩出市（以下、「本市」という。）では、平成 17 年（2005 年）3 月に住民参加のもと、地域の風土に合わせた都市づくりを総合的かつ体系的に進めるために、「岩出町都市計画マスタープラン」を策定し、「活力あふれる快適生活環境都市－岩出」を将来都市像に掲げ、「積極的な市街化誘導による“都市の顔”づくり」、「保全すべき自然環境の明確化による環境にやさしい都市づくり」、「住民、民間事業者等と行政との協働のもと、効率的な都市施設づくり」、「だれもが生活しやすい、安全・安心な都市づくり」、「地域コミュニティを醸成する仕掛けづくり」の 5 つを都市づくりの目標にまちづくりを進めてまいりました。

前回策定時の目標年次は令和 7 年（2025 年）となっていますが、「人口減少・少子高齢化の進行」、「社会経済情勢の変化」「地球環境問題の顕在化」、「安全・安心に対する意識の高まり」等、わたしたちの生活を取り巻く環境は大きく変化し、本市においても、人口・土地・道路・産業等、まちの状況は大きく変化しています。

今回、これらの変化を踏まえ、令和 3 年度からスタートした「第 3 次岩出市長期総合計画」との整合を図るとともに、今後の時代に応じたまちづくりの指針として本計画の策定を行うこととしました。

## 2. 都市計画マスタープランとは

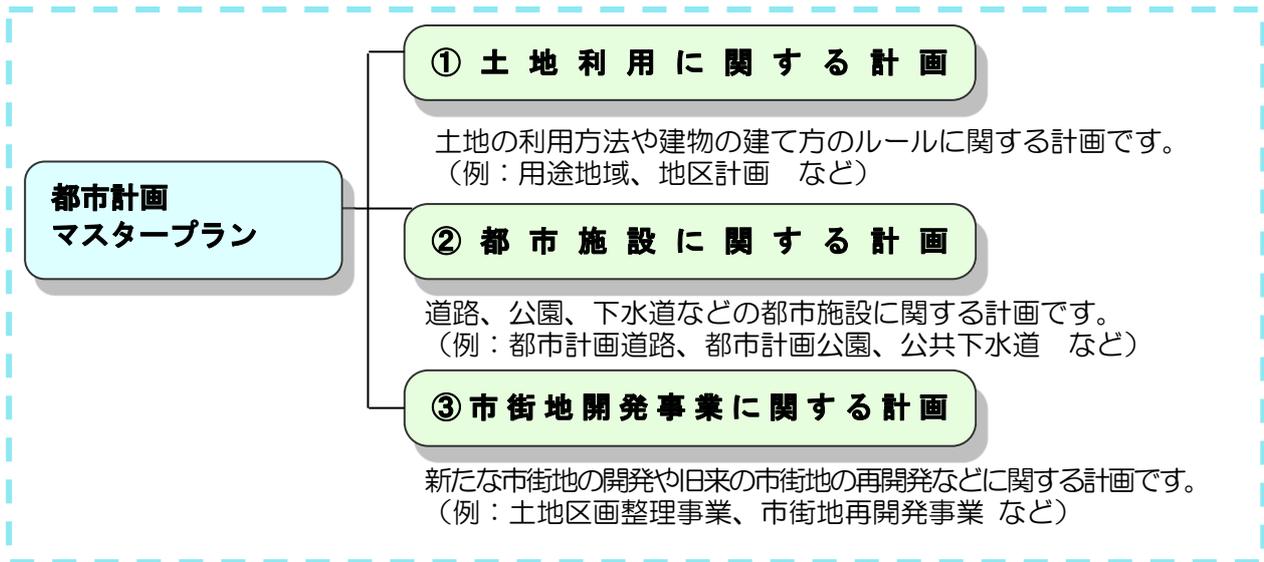
「都市計画」とは、都市計画法のもと都市内の限られた土地資源を有効に配分し、都市施設や住宅、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画の対象は、住民に身近な市街地環境の整備又は保持に関連する事項から、広域的な観点に立った計画又は調整されるべき事項まで多岐に渡ります。これら多様な計画を一体として総合的に機能させるために策定するのが「都市計画マスタープラン」です。

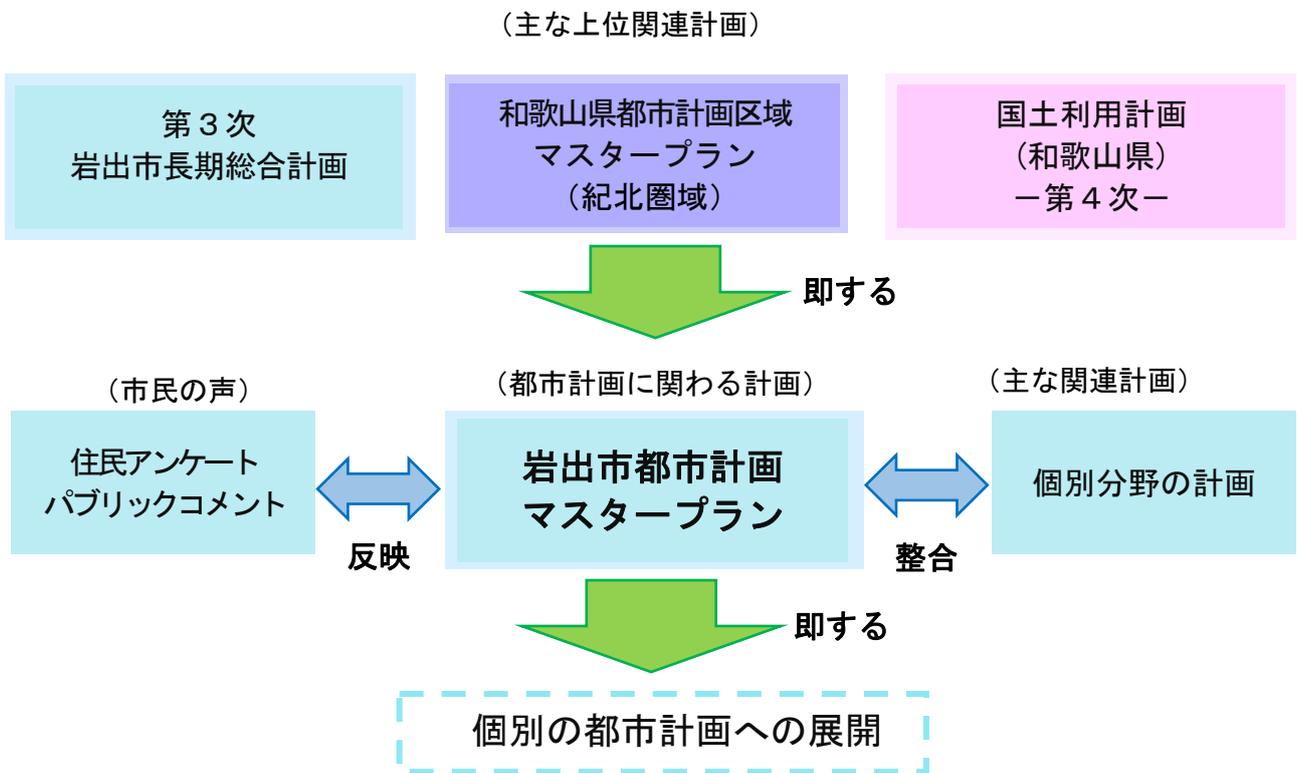
「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第 18 条の 2 に基づき、目指すまちの将来像とその実現に向けたまちづくりの基本的な方針をまとめたものです。この方針に沿って各種都市計画の決定や変更を行うことから、今後のまちづくりを見極めながら策定することが重要です。

「都市計画マスタープラン」は、基本的な方針を定める計画であって、個別具体的な計画を定めるものではありません。また、都市計画マスタープランは、他分野の計画等との連携を図りながら都市計画を展開するための指針ともなります。

本計画は、本市が定める最上位計画「第 3 次岩出市長期総合計画」並びに和歌山県が定める「和歌山県都市計画区域マスタープラン（紀北圏域）」等の上位計画に即しつつ、社会情勢の変化等も考慮し、住民アンケート調査、パブリックコメントを通じて市民ニーズの把握に努めながら策定するものです。



【計画の位置づけ】



3. 目標年次

本計画は、令和4年を基準年次とし、概ね20年後（令和24年）のまちの将来を見据えながら、10年後の令和14年を目標年次とします。

なお、社会経済情勢の変化や総合計画等の上位計画の見直しに応じて、適切な時期に、計画内容を変更するなど本計画の見直しを行います。

## 4. 対象区域

本計画の対象区域は都市計画区域であり、本市では、全域が「岩出都市計画区域」に指定されているため、全域が対象となります。

## 5. 計画の構成

本計画は、本市全域を対象としたまちの将来像と、その実現のための都市計画の方針を示す「全体構想」と、本市を3つの地域に分け、それぞれの地域特性等を考慮した、より具体的な方針を示す「地域別構想」を中心に構成します。

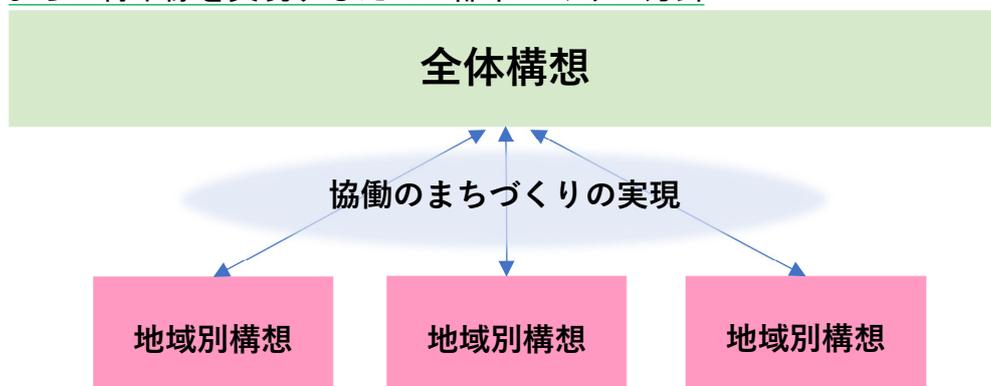
### 【本計画の構成】

全体構想	都市づくりの理念と目標	・岩出市が目指すまちの将来像である【活力あふれるまち ふれあいのまち】の実現に向けた、都市計画分野の都市づくりの理念と目標を示します。
	将来の都市構造	・都市づくりの目標を踏まえ、その実現に向けた都市の構造を、各地域特性に応じた「ゾーン」、ヒトやモノが集まる「拠点」とそれらをつなぐ「軸」によって、将来都市構造図として示します。
	都市づくりの方針（分野別の方針）	・都市づくりの目標、将来都市構造の実現に向けた都市計画における分野ごとの取組方針を示します。
地域別構想		・全体構想を踏まえつつ、地域の個性を活かしたまちづくりのテーマや方針を地域ごとに示します。
実現化の方策		・行政が主体となり、市民協働で活動が行える環境づくり(支援等)や、市民が継続してまちづくりに関心をもてるような仕組みづくりについての方針を示します。

### 【市民と行政のまちづくりの役割分担】

行政が主体

まちの将来像を実現するための都市づくりの方針



地域（市民等）が参画

地域ごとの地域課題に着目したまちづくり方針を整理

## 6. 社会の潮流

### ○人口減少・少子高齢化の進行

全国的に人口減少・少子高齢化の進行により、人口構造の急激な変化への対応が求められています。本市においても、ここ数年で人口構造が著しく変化し、医療・介護など社会保障費の増加、世帯分離等による核家族の増加、地域コミュニティの希薄化、税収入の減少など、行政運営に大きな影響を及ぼしており、引き続き、今後の人口動向を十分に見据えた対応が求められています。

### ○社会経済情勢の変化

我が国の社会経済環境は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、海外経済の影響を受けやすい製造業のみならず、都市部を中心にサービス業への景気悪化が広がるなど、厳しい社会経済環境に陥っています。また、ロシアのウクライナ侵攻により、物価高騰の影響を受けるなど、国民生活にも大きな影響がでており先の見通しが見えない状況の中、今後、社会経済情勢の変化や国の制度等に注視した対応が必要となります。

### ○地球環境問題の顕在化

地球温暖化や環境負荷など、世界的に環境問題が深刻化し、持続可能な社会の実現に向け、低炭素社会への転換が求められています。資源の再利用・再資源化など循環型社会の推進に努めるとともに、生物多様性に配慮しながら、限りある自然環境を保全していくための自然共生社会の構築などへの取組が必要となります。

### ○安全・安心に対する意識の高まり

近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震や中央構造線による地震、近年多発する異常気象による記録的な猛暑や集中豪雨など、災害に対する危機意識が高まっています。このようななか、安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、災害に強いまちづくりを進めるとともに、住民の自助・共助・公助の役割分担に対する理解を深める必要があります。

### ○地方分権の推進と市民によるまちづくり

地方分権改革が進められ、地方自治体の役割と責任の範囲が大幅に拡大しています。ライフスタイルや価値観が多様化・複雑化する中、市民のニーズや地域の課題に対し、質の高いサービスを効率的に実施することが求められています。そのために市と地域におけるコミュニティ組織や市民団体等との協働のまちづくりを進めることが必要となります。